

軽自動車税の税制改正にかかる税額変更について

平成26年度及び平成27年度税制改正により、平成28年度課税から以下のとおり軽自動車税の税率変更が行われます。

■ 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等 ■

車種区分		税率(年額)		車種区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から			平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円		その他	4,700円	5,800円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
	三輪以上(ミニカー)	2,500円	3,700円	二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円

■ 三輪、四輪の軽自動車 ■

車種区分			現行税率(年額)	新税率(年額)	重課税率(年額) ※1
			平成27年3月31日以前に 新車新規登録を受けた車両	平成27年4月1日以後に 新車新規登録を受けた車両	新車新規登録から 13年を経過した車両
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※1 平成28年度課税の重課対象は、平成14年12月31日以前に新車新規検査をした車両となります。
「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引自動車は除きます。

◆平成28年度課税時に、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、**グリーン化特例(軽課)**が適用されます。

<適用条件>

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度(平成28年度)分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。

車種区分			税率(年額)		
			①	②	③
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円
	四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	四輪貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

①電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

②乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

③乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。